

「異国船渡来^二付
諸家^六御届書写」

本史料は、河内国丹南郡野中村の庄屋をしていた林家に遺されていたものである。どのような経緯でこれが写しとられたのかは定かではないが、当時幕領下の村の役人として、異国船の動向について関心を払わないうわけにはいかなかったものと思われる。

十八世紀後半、とりわけ寛政年間以降、ロシア・イギリス等の外国船の来航が増加、確固とした海防策をもたない幕府は、イギリス船フエートン号事件をはじめ

菅野 則子

め諸外国の船の来航や本土上陸事件に驚き、文政八年（一八二五）、外国船を見つけ次第打ち払えとの法令を出した（異国船打払令・無二念打払令）。しかし、それは不徹底のまま、天保十三年（一八四二）七月廃止された。

本史料は、その後も引き続き到来する異国船に関する大名などからの届け書き類を集めたものを弘化三年七月に書き写したものである。弘化三年（一八四六）

といえは打払令が廃止されて間もないが、廃止以後も異国船の来航は後を絶たなかった。弘化三年に限って岩波の『日本史年表』をみてみよう。そこには、(四月)イギリス船・フランス軍艦琉球に来航する (五月)アメリカ捕鯨船員七名エトロフ島に漂着する (閏五月)アメリカ東インド艦隊司令長官ピットル浦賀に来航、通商を求める。幕府拒絶する (六月)フランスインドシナ艦隊司令官セシュ長崎に来航、薪水と漂流民の救護を求める。オランダ船長崎に入港、風説書と幕府委嘱の武器を持参する (八月)イギリス軍艦、那覇に来航、琉球国王に面会を求める などと記されている。如何に多くの異国船が鎖国日本の門を叩いていたのがわかる。

本史料には、そのすべてに亘って記されているのではないが、大名からの届け書きや海防方からの達しなど十六点と、アメリカ国から寄せられた書付の訳文と、異国船の図とが書き写された。その図には、船の規模

が判るように所要所の寸法が記されている。

具体的内容については史料を見て頂ければ解ることではあるが、幕府や藩の役人は別として、当時の人びとは異国人に対して、必ずしも敵愾心を強く懐くものではなかったような場面も見られる。たとえば、最初の史料(1)を見よう。蝦夷地にやってきたというアメリカ船およびその乗組員と村民たちとのやり取りを見ると、言葉が通じないけれども、手真似で相互に意思を交わそうとしている様子が如実に描かれている。蝦夷地の住民はどうやら乗組員たちが遭難し、飢渴しているという事を悟り、持ち合わせていた握り飯を粥に仕立てて与えたという。海防云々が取り沙汰されている中であつて、垣根を取り払つたような人間同士のやりとりとの中に何かしら微笑ましいような光景を見ることができるといえる。

ここにまとめられた記録は、異国船にゆきあい、防備方として異国船の状況および日本方がどのように対

処したのかといった事柄を書き上げたものではあるが、その記録の端々には右に述べたように幕府や朝廷などの権力方のものではない、末端における村民や漁民たちと異国人とのやり取りの様子が如実に示されている。いわゆる歴史が伝える幕末期の対外関係の緊迫感は必ずしも全面を覆うものではなかったことを知る事もできる。

なお、ここに紹介する史料の一部は、すでに『大日本維新史料』（明治書院一九三九）後、東京大学出版会より覆刻（以下「大」と略す）に収載されている。しかし、同様と思われる史料でも、「大」に収められていないものところに紹介する史料との間には少なからず違いが見られる。「大」の収載史料に、誤植と思われるものや脱字などもかなりあるようであるし、他方、ここに紹介する本史料の方にも書き間違いであろうと思われる箇所もいくつかある。その双方について逐一比較をする余裕はないけれども、ここに紹介する史料の

位置を知るために、とりあえず「大」に収載されているものについて、簡単な対応をさせておこう。

(1) は、「大」(第一編ノ一)の弘化三年五月十一日「米国人七名、択捉島^ニ漂著ス。松前藩主松前昌廣(志摩守)状ヲ幕府^ニ報ジ、指揮ヲ請フ」の項目の第二項に収められているものと同様のものである。そこには「閏五月三日幕府へ 松平侯御届書之写 黒船渡来一件 弘化三年閏五月廿日御用番阿部伊勢守様^江差出 弘化三丙午年五月三日松前志摩守御届」と記されている。

(2) は、「大」の弘化三年五月二十日「鹿児島藩主島津齊興(大隅守)琉球外艦ノ状ヲ幕府^ニ報ジ警備ノ為重臣ヲ帰藩セシメンコトヲ請フ。尋デ、江戸詰家老島津石見(久浮)ヲシテ、急遽藩地^ニ歸リ、兵ヲ率テ山川港^ニ屯シ、臨機渡航セシム」の項にあり、「鹿児島藩使者口上書」と記している。

(3) は、(2)と同じ項の「鹿児島藩主島津齊興届

書」とあり、「大」には「閏五月二十二日」に幕府に提出されたもので、「届書」と「別紙」の二通が収められているが、これは、その「別紙」に当るものである。

(5) は、「大」の「弘化三年閏五月二十四日」の項にある「弘化三年六月朔日、青山様（忠良 老中）江差出」とされているものとはほぼ同文である。但し、発信人が「大」では、「太田摂津守」となっている。

(9) は、「大」（第一編ノ二）の「六月二日大小目付へ」とされているものと同文である。本史料では、「六月三日」となっていることと、「右書付伊勢守渡之」とされているのに対して、「大」では、末尾に「大久保加賀守 米倉丹後守 阿部駿河守 黒田豊前守 酒井安芸守 稲葉兵部少輔 森川紀伊守 水野壱岐守 林播磨守 保科能登守」のように触出した者たちの名が連ねられている。

(12) は、「大」の「弘化三年閏五月二十四日」の項の「篠山藩主青山忠良届書」と同文で、「閏五月二八日

御用番阿部様」へ差し出されたものであるとしている。

(15) は、「大」の「六月三日鹿児島藩主島津齊興、外艦琉球渡来ノ状ヲ幕府ニ報ズ」の項の「鹿児島藩主島津齊興届書」で「六月三日幕府へ」として収載されているが、本史料では、「薩州より二度目御届」と記されている。本史料の(2)(3)に続くものである。

(17) の前半は、「大」の「弘化三年閏五月二十七日」の「聞見録ミミキ」の「此度渡来異国船願書」の冒頭の「横文字より解」の部分に該当する。

弘化三丙午年閏五月

但七月写ス

異国船渡来^二付

諸家^ノ御届書写

(1)

私領分蝦夷地エトロウ嶋之内ルヘツ持場見張番所
ノ壹里半程相隔、字をモシユト申所海岸去月廿一
日夕七ツ時比火煙相見ヘ、手招致候もの有之候^二
付、村方夷人紋次郎弁吾兩人罷越候所、異国人壹
人上陸致居、磯際^二面小船を風除いたし葉籬様之も
の釣^下ケ火を焚居、紋二郎を取押懐中^ノ何歟取出し
吹候^二付、振放し兩人共駈戻り相隔見通^返し候所、異
国人四五人相見ヘ候段、ルヘツ番所ヘ訴出候旨番
人之者同夜勤番所ヘ注進致候^二付、即刻為見届勤
番家来共夷人通辞召連、翌十二日字トシモリ川端
まで相越候所、異国人七人上陸致居候内」頭立候

者壹人病人^二相見ヘ候、何等之訳^二面罷越候哉手真
似^二面相糺候所破船ニおよひ候手真似致、人数十四
人^(指)とゆひを折、七人を海死之手真似^二面候哉愁傷
之躰^二も相見ヘ候間、見届候者^ノも破船海死之手真
似致見せ候所、及破船^二長々食料差支渴命^二もおよ
ひ候様子^二面、草之根^ノを嚼^{カミ}ミ色々手真似致候間、
何国^ニて何比破船致候哉手真似^二面相尋候得共言語
一円相分不申、食物薪水^ノも可遣間早々^ノ去候様
手真似を以相諭候得共、頭を振小船^二面^(ハ)去候義相
成兼候手真似、殊^二飢餓躰^二付、持合候賑^(種)り食粥^二
致相与候所、一同歎候躰相見ヘ候、尚食料薪水^ノ
可遣間早々帰帆^レ致候様再応手真似^二面相諭候得
共、一同頭を振船^ヘ指差^(ツ)せいたし候ヘハ、船覆海
死を致候手真似を以て帰帆可致躰相見ヘ不申候
間、無抛^フウレヘツ勤番所ヘ召連、昼夜無油断番
人附置、食物^ノ手手当致候由、此上申付候ハ、帰帆
之義又々相諭候ヘ共、当時之様子帰帆^ノ之様子^ニ相見

不申、尤船之義を長サ四間余、小筒壹挺其外所持之内勤番所へ取上預り置、追々取調之上委細可申越段エト口フ嶋勤番所家未共[△]昨夜私居所へ申越候、容許家来共之内出立申付、尚又嚴重取扱候様申遣候、先[△]此段御届申上候 以上

閏五月三日

* 松前志摩守 ㄥ

(2)

琉国当四月五日英吉利国之船壹艘渡来、医師老人右之妻老人男女子供三人唐人老人上陸致滞留致度申出、尤本船を帰帆、^(四月)同 七日仏郎西国之船三百人乗壹艘是又渡来、左候^而右之者共申候^ニも不遠内大綱^總兵船五百人乗壹艘、同三百人乗壹艘渡来候筈^ニ候間、夫迄を相待候と之趣申出候由、其儀を別段御届申上候義^ニ御座候、左候ハ、飛船琉球国へ着立候時分を海上不順迷風勝故回国之内所々^江汐掛り致居、五月十三日午漸出帆、十里斗洋中へ乗出候所白帆大中異国船式艘琉球運天之方へ向乘

(3)

行候を見掛候所、仏良西国之様^ニ相見^へ候得共、遠方^ニ睨と難見留メ由、就^而前^{セン}条^フ仏良西国人共申出候大總兵之^レ式艘^ニも無之哉右飛船之船頭申出候由^ニ御座候、弥其通^ル候ハ、追々御届も申上候筈候へ共、其比[△]海上殊之外不順^ニ則此度琉球[△]差立候飛船も八艘^(式カ)同案をもたせ出帆為致候由^ニ候所、壹艘を於津中之時化^ニ逢及破船、中乘之内流失候程之事^ニ御座候得共、跡[△]飛船何分可有御座哉急々上着義無覺束、殊^ニ船頭申口^ニも不取留之事も御座候得共、不容易異船之事^ニ付、右成行各々様へ極内^ニ御内談^話申上候

閏五月廿日 * 松平大隅守内

* 半田嘉藤二

私領分琉球国之内那覇沖へ当四月五日異船壹艘渡来碇卸候^ニ付、役々差越相尋候所、異国人を言語文字不相通唐人乗^組極^ニ居り、英吉利国之船^ニ乗組

醫師耆人、右妻耆人、男子^レ耆人、女子耆人、唐人^二人、外^二拾四人都合廿人乗組、広東より渡来之由、左候^而宿借り受滞留致度段申出候^二付、不^レ相成^レ国法之趣相達候所、本国皇帝之命を受差越候間、地方買取住居致度段願出、是又不相成旨相答候得共、更^二不聞入、右之醫師夫婦子供兩人、唐人耆人都合五人上陸、荷物^ヲ御置、本船^ニ同八日未之刻西之方へ出帆致候所、無是非近辺之寺中^院除へ差置、柵を結番所数軒相構^三、三司官始^メ役々相詰、昼夜勤番堅取締申付置、任^望昼食料^ヲ相与候、右醫師病人有之^ニ療治致度申出候^二付、^力術^中国へ伝授致用便来候由申断置候、然ル所去々年三月^力彼地滞留之仏朗西人、右英吉利西人へ面会致度旨申出、強^而差留^リ候得共不致承引候^二付、役々付添互^二往来面会為致候^レ

同十六日同国之内読谷山間切沖へ異国船耆艘相見へ、同国那覇沖川口湊へ乗来候折、滞留之仏朗西人

唐人右船へ差越候間、小船貸與候様申出差留^メ候得共不致承引候^二付、小船相渡候所、直^ニ乗越小船^返則差帰シ、其夜^ニ右之船を滞留、翌十七日那覇湊へ碇卸候^二付、役々差越相尋候所、言語文字不通候へ共滞留之唐人^ハ仏朗西船之由申出、三百人乗組^廣広東奥門^ニ出帆渡来、且大總兵船式艘来着候^二付、其節迄^ニ滞留可致由申出候、逗留之兩人^ヲ右船碇卸候節帰来候^二付、如元警固申付置候、尤^本取^取船石火矢^ヲ載^セ付有之候得共兵船之様子^ニ不^レ相見候得共^{（追々）}以^レ昼夜勤番右同様嚴重警固申付置候、然^ル所右船中へ英吉利西之者を相招候^二付、強^而差留候得共不致承引、醫師夫婦^并男子耆人橋船^方差越候^二付、役々差添為致面会、将又仏朗西人をも浜辺へ上陸^し測量^ノ様子見受候^二付差留候^レ、共不致承引候、大總兵船来着候間何分難^レ申懸候得共及利解^ニ無^レ異義為帰帆致、英吉利人之儀^ヲ被仰渡置候通取斗致度候得共、端嶋之義^立通難^取扱、

是又本船来着之上歸帆為致候様可取斗旨琉球^ル

飛船を以申越候^ニ付而之、平日差渡置候家来共并

兼^而非常之手当申付置候一組之人数去々年七月差

渡置候得共、右異儀時宜^{シキ}も候得之即刻人数差渡御

手当致置候段^{*}長崎奉行へ委細調申達候由国元家

来共申、然共前文通不容易訳柄^ニ付而之右一組之

人数則琉球国へ差渡候様国元家来^ニ申付越候、此段

御届申達候

閏五月廿日

松平大隅守

(4)

一私知行所安房国平郡龍島村^(久枝^{カサキ})牧村冲合へ昨廿七

日四ツ時比異国船式艘相見、候趣追々申出候^ニ付、

陣屋へ差置候家来浦方へ罷出候所相違無御座、相刃

三嶋^崎辺^ニ当、委敷義を不相分候得共、凡式千石積

位老艘相見へ同刃浦賀之方へ南風^ニ走^而り候旨陣

屋へ差置候家来共^ル申越候、此段御届申上候^ニ以

上

閏五月廿八日

* 寄合

酒井新三郎

(5)

一遠州横酒賀沖へ異形之船相見へ候^ニ付、私領分川

崎^井大嶋^ノ村不取敢固差出候段一昨廿五日御届

申上候所、同日七ツ半比榛原郡御前崎冲合七八里

程隔異形之船見へ、追々近寄候様^ニ相見へ候得共、

及晚景^ニ睇と難相分候旨 翌廿六日未明^ニ高見^ノ

見渡候所霧深く更不相分、霧晴見受候所、帆形幽

ニ相見へ候^ニ付、遠目鏡を以見受候得共異形之大船

帆柱三本白帆^ニ相見、御前崎^ノ凡十里隔老艘、五

里隔老艘都合式艘帆を巻、東^ノ向居候様子相見候

旨、領分川崎湊固為差出候家来共^ル申越候^ニ付、

尚又増人数同所へ差出申候、且今朝^{*}中家御代官

山上藤一郎より申越候を、支配所榛原郡地頭村方

之内御前崎冲合異形之船式艘相見へ候^ニ付、同所へ

藤一郎出張候^而人数早々可差出旨申越候^ニ付、不取

敢別紙之人数御前崎へ差出申候、尤異形之船昨廿六日昼後を何方へ参候哉相見へ不申候、川崎湊差出候家来共る尚又申越候、此段御届申上候 以上
閏五月廿七日

* 西尾隠岐守
L

(6) 去月廿七日御届申上候通同月廿四日夕城東郡

□ (續力) 村柴浜陸より凡六七里程沖合へ異形之大船

相見へ候_二付、同夜中不取敢浜面へ人数差出候所、

同廿五日朝霧深海_異形船都合式艘_二相成、殊更磯際_ヲ

乗参候_二付、増人数出張為致此度と同郡合戸村へ

引分朝夕差出申候、然ル所追々東之方豆笏沖へ乗

行候段在所家来共る申越候、此段御届申上候 以

上

午 六月朔日

* 太田撰笏守

(7) 相笏浦賀観音崎辺へ異国舟相見へ候_二付*生実陣屋

へ人数揃置様子次第可差出旨昨日御届申上置候所、追々操出候趣_二付「昨日同所へ人数繰出、警衛仕罷在候段在所家来共る申越候間、此段御届申上候 以上

六月朔日

* 森川紀伊守

(8) 一昨廿七日*大久保因幡守る相笏天津陣屋詰私家来

之者浦賀役宅へ呼出、此度異国船野比湊_二おゐて及

通弁候所、右之所を能相分り同所_二碇卸落付候_二

付、願之趣_二も有之罷越候旨願書差出候得共一向

解兼候_二付、専取調中_二有之候へ共、此度之異国船

を大筒始メ武器も多分備有之不容易仕掛_二不

安心_二有之候_二付、逆も浦賀湊へ引入候義を難相成

_二付、野比湊沖_二警衛致候外無之候_二付、其段江

戸表へ申上候旨、其訳柄を湊へ引入候へを、武器

共不残取上置掟有之候得共、此度之異国人を中々

容易_二「承知も致間敷模様有之候_二付、湊へ引入候

義を難相成^二識^一有之候段、右^二付^一而を申迄も無之候得共、御備嚴重無之候而を不相成旨因幡守^レ達有之候、依之人数乗船致警衛向嚴重手配置候段、彼地家来之者申越候、此段御達申上候 以上

閏五月廿八日

*松平大和守

(9)

大目附^江

浦賀表異国船渡来^二付^一同所最寄領分有之万石以上之面々*浦賀奉行^レ案内次第領内海岸^レへ為^二囲差^一^(通勢)出置候人数を以出張候様可被致旨可被相触候

六月三日

右書付*伊勢守渡之^レ

申渡書付

六月二日

松平大和守

其方義先達^而御暇被下候所、*居城住居向焼失^二付^一当秋中迄滞府之義被

仰出候得共、此度浦賀表^へ異国船渡来候^二付^一而を相^レ込御備場^へ相越松平下総守申合警衛向其外諸事無油断可被申付候

(11)

*松平下総守

浦賀表^へ異国船渡来候^二付^一御暇被下候間、急速出立致^二富津^一陣屋^へ相越、恠平大和守申合警衛向其外諸事無油断可被申付候

右今晚於伊勢守宅銘々申渡書付渡之 列座無之^レ

(12)

遠^レ込横須賀沖合^へ去ル廿四日朝異国船相見^へ候由^二西尾隱岐守方^レ人数^并太田撰津守^レも人数出候様^而子^二候由、拙者領分同国城東郡中方村同国榛原郡堀之内村^一陳屋^へ注進申出候^二付^一、兼而之手当人数即刻海岸防禦之場所^へ繰出、尚追々可申越段右陣屋詰家来^レ申越候 此段御届申達候 以上

閏五月廿八日

*青山下野守

(13)

浦賀奉行

一柳一太郎

浦賀表へ異国船渡来候^ニ付其方義御暇被下早々出
立致諸事大久保因幡守へ申談無油断可被取斗候
右於新番所前溜^ニ伊勢守申渡之 列座無之

閏五月廿八日申渡^レ

(14)

上使

* 戸田山城守

西丸^カ

* 忝平和泉守

此二人^ハ上^テ書ヘシ

大隅守嫡子

* 忝平修理太夫

右を琉球国へ異国船^御至来^ニ付御暇 以

上使を被 仰出候

閏五月廿八日

(15)

薩劔^カ式度目御届

先達而申達置候私領分琉球国之内那覇湊へ当四月
七日碇^{いかり}を卸候仏朗西船^へ一昨年^カ滞留之唐人差越
候^ニ付、小船貸呉候様五月三日申出候^ニ付、任其意
役人附添為乗移候所、其後右仏朗西船出帆、翌七
日同国之内運天湊へ碇^ニ付、三司官初役々
差越警固之義嚴重申付置候、同八日那覇沖へ異国
船老艘相見^へ候^ニ付、運天之船乗来同十三日同所湊
へ碇^ニ付、役々差越相尋候所、言語文字不相
通、仏朗西国之船三百人乗組広東^カ出帆いたし来
着候旨手真似^ヲ以漸相通、石火矢^ヲ乗せ付有之、
前条同断昼夜勤番堅取締申付置候、同十二日那覇
沖台^へ異国船老艘渡来、一昨年^カ滞留之仏朗西人右
船^ニ差越候^ニ付、小船貸呉候様手真似^ヲ以相通、任
其意^ニ役々付添乗越相尋候所、仏朗西国之船五百
人大總兵乗組広東^カ渡来之旨手真似^ヲ以漸相通、右
滞留之仏朗西人^カ本船^へ乗移、其後出帆、是又運

天湊へ碇を卸候^二付同断嚴重^二取締申付置候、然^ル

所右唐人を以大總兵^〆琉球總理官へ面会致度候^二

付、運天へ船差越候様仇敵之事^二無之、和好申談

度趣申出候得共、一昨年渡来候節申掛置候難題筋

返答可承^与之事^二を相違有之間敷、卒^爾面会致候

而を不容易^〆認柄^二御座候間、先面会不致内右滞留

之兩人を以熟然^〆為致可成^〆丈和好程能及利解平穩之

取斗を以無異義^〆帰帆為致候様仕度、委細之義を追

而^二可申越旨琉球^〆飛船を以届来候^二付、長崎奉行へ

申達候旨国元家来とも申越候 此段御届申上候

以上

午六月三日

松平大隅守

(16)

武芻川越城主松平大和守様出陣之家来へ申渡

異国船へ帰帆申渡違変有之節、浦賀御役所之船^二

鐘を鳴^シ太鞆を打大筒打払候^ハ、右を相^二同打

払、夫^〆直^二異国船へ乗込討死之覚悟之由被仰聞候

事

六月五日 観音崎陣所^二おゐて被 仰出候

御意之趣

此度異国船自来、殊^二軍船之由^二相聞候^二付^而を孰^{イッレ}

も必死之覚悟を究、落合宜昼夜無怠嚴重^二警固致、

無事改帰帆^二相成

公辺之勤も目立令満悦候、何分昼夜之乗船心勞難

義之程深察太儀者申合休足可致候、此旨扱支配有

之向々を末々迄不洩様可被申伝候

右を乗船之面々へ右之通被仰候

此度異国船来^二付^而を昼夜不^二一^ト通り^二心配骨折

相勤、大儀^二付^レ申合休息可致候、同日乗船不致

面々へ被仰出候

(17)

アメリカ国ヨリ差出書付文字解

アメリカを支那^〆也^〆通商^二信儀を結び彼国を数月

滞船致、今本国渡来仕候次第、支那同様御当地ニ
おゐて交易の義を開朝せん事に御座候、若 御免
之御沙汰を承度日本通商之義を御国法通相守可申
候、我政司ニおゐても奉差上和文之趣意通り通信
致度存念ニ御座候

北亞墨利加ハチトン船

浦賀入津干時弘化三丙午年閏五月廿七日也、
バチトンとわ北アメリカの内子ウヨルク之
隣りニボストンと言所成べし

大船長^サ四拾五間 幅九間 水入^レ七間六階^{ニ造ル}

一階目^ニを将老^人 士間三拾五人

二階目 大炮 八拾挺

三階目 小銃 八百挺

劔付短筒各老^人ニ壹挺^ツ、

大炮^ヲ三段備 下二段^ヲ十五門^ツ、

上一段一方を拾式門

上一方を 拾壹門

惣深サ式拾壹間

小船長^サ廿式間半 幅五間半 水入^レ四間余

将間老^人 大炮拾式間^ツ、 大船将間^ル

エーム名ピツテレ姓年 七拾才

副将チアール名フテンセンス姓

生年 三拾才

小船将間ハイレム名ホーレ姓

同 四拾六才

但し大船副将^ト小船将間同格

大船小船共蘭人老^人宛 唐人三人 但し南京人

異ナル事ナシ 只斧ナキノミ

六ヶ月広東^ニ滞船之上出帆凡四拾日^ヲ経^テ当地^ニ入

津

六月四日出帆申渡 同七日出帆^ル

大船長サ五拾間余アメリカ

〔注記〕

颯去 帆を揚げて去つていく

松前志摩守 松前藩主松前昌廣

飛船 (とびふね) 琉球と薩摩との間の島々をつなぐ

船。くりぶねであることが多い

松平大隅守 鹿兒島藩主島津齊興

半田嘉藤二 (次) 城使

三司官 琉球の役人・役職

長崎奉行 江戸幕府が長崎においた職名。外交・通商・

司法事務を管掌

寄合 旗本のうち三〇〇〇石以上ないし布衣 (ほい)

以上のもので無役の者

中泉 遠州中泉、現在の静岡県磐田市

西尾 隱岐守 譜代大名

太田 摂津守 掛川藩主

生実 おゆみ 現千葉県

森川 紀伊守 下野国生実藩主 一万石

水キワヨリ上高サ六間程

船小べり迄 尤^{マユ} 其間丸^キ穴^キニ

大筒仕掛有之 綱^ニ取付相働^キ候

人物を悉黒ンボウのヨシ 〔図一〕

長サ五拾間 横拾五間

大筒八拾四挺 異国船

閏五月廿七日渡来 六月

七日朝四ツ時比出帆

浦賀御加勢大久保加賀守

保科弾正忠

奉行一柳一太郎 〔図二〕

大久保因幡守 || 大久保忠豊

松平大和守 || 武藏川越藩主松平斉典（なりつね）

浦賀奉行 || 江戸幕府遠国奉行の一。江戸入津船の管理

に当たっていた下田番所が廃され、享保六年浦賀

に移される。安政頃から開国に伴い要職となり長

崎奉行の上席となる

伊勢守 || 老中阿部正弘

居城：|| 川越城二の丸が焼失したことを指している

松平下総守 || 忍藩藩主 十万石

青山下野守 || 丹波篠山藩藩主青山忠良 六万石 老中

戸田山城守 || 宇都宮藩主 七万七千石

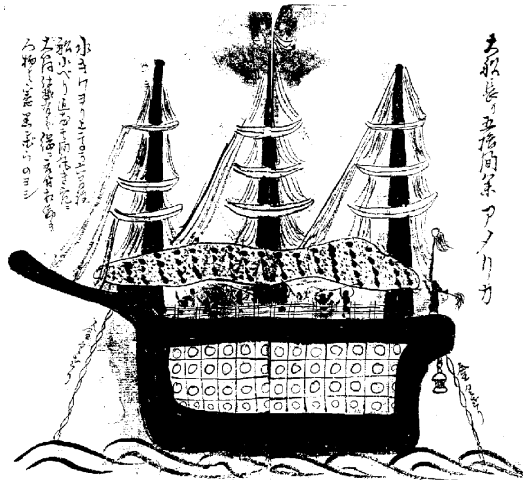
松平和泉守 || 三河西尾藩主 六万石

松平修理太夫 || 松平大隅守（鹿児島藩主島津齊興）嫡

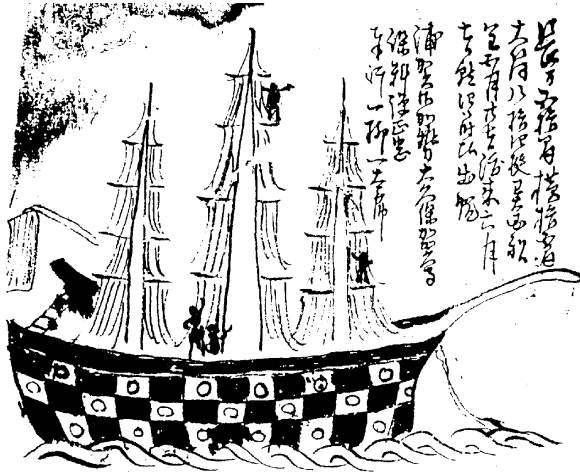
子

大久保加賀守 || 浦賀御加勢 小田原藩主大久保忠愨

図一



图二



图三

